

重責を担う経営者様、大切な従業員様をサポートする医療保険をご提案します。

事業保障の備えとして

経営者様が、「病気・ケガ」で治療された場合の様々なリスクに対して、給付金を経営資金などに活用することができます。法人受取の場合、休業保障(売上減少対策・法人の資金繰り・見舞金など)に活用できます。



福利厚生の拡充のひとつとして

安心して働ける環境には、福利厚生制度の充実が欠かせません。優秀な人材を確保し、従業員様が安心して働ける職場にするために、医療保険を活用できます。



病気・ケガの治療、治療前後の通院に備えつつ、ニーズにあわせて保障を充実させることができます。

給付金の支払事由・支払限度などについて、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

商品内容

		お支払いする場合		経営者様におすすめ	従業員様におすすめ	
				お支払いする金額		
治療	治療給付金特約	治療給付金	病気・ケガによってつぎのいずれかの治療を受けたときに受け取れます 入院 2か月型(*1) 入院をしたとき 手術 月数無制限 手術(外来手術を含む)を受けたとき 放射線治療 月数無制限 放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき	特約給付金額 20万円 (外来手術給付割合50%)の場合(*2) いずれかに該当した月ごとに1回 20万円 同月内に複数の支払事由に該当した場合でも、重複してお支払いしません。 外来手術のみに該当した月の場合(*2) 10万円	特約給付金額 10万円 (外来手術給付割合100%)の場合(*3) いずれかに該当した月ごとに1回 10万円 同月内に複数の支払事由に該当した場合でも、重複してお支払いしません。 外来手術のみに該当した月の場合(*3) 10万円	保険期間 終身
	総合先進医療特約(*4)	先進医療給付金	病気・ケガによって先進医療による療養を受けたときに受け取れます	先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と同額 通算2,000万円まで保障	先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と同額 通算2,000万円まで保障	保険期間 10年 自動更新
通院	通院特約(*4)	通院給付金	入院・手術・放射線治療の前後に病気・ケガの治療を目的として通院をしたときに受け取れます	特約給付金額 10,000円の場合 1日につき 10,000円	特約給付金額 5,000円の場合 1日につき 5,000円	保険期間 終身

プラス

保障を強化	ニーズにあわせて特約・特則を付加できます	三大疾病支払月数無制限延長特則	三大疾病入院特約	三大疾病通院特約	三大疾病一時金特約	入院特約
		介護・認知症・障害一時金特約	ケガの特約	女性疾病入院特約	女性特定手術特約	保険料払込免除特約

ご契約後のサービス

ダックの頼れるサービス

その時々で必要なサービスを、
無料・優待価格でご利用いただけます。

※ダックの頼れるサービスはアフラックの医療保険のお客様に、アフラックが紹介する提携企業のサービスの総称です。

※ダックの頼れるサービスの内容は、2025年12月22日現在のものであり、将来変更される場合があります。

※各サービスの詳細はアフラックオフィシャルホームページ(<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/tayoreruservice.html>)をご確認ください。

※ご契約者様が法人の場合、一部のサービスはご利用いただけません。

⚠ 先進医療とは厚生労働大臣が認める医療技術で、対象となる疾患・症状等および実施する医療機関が限定されています。これらは、随時見直され「先進医療」から除外された場合は保障の対象となりません。

(※1)支払事由のうち、入院のみに該当した月は、1回の入院についての治療給付金をお支払いする月数に限度(2か月)があります。また、治療給付金の支払限度の型は、4か月型・12か月型をお選びいただくこともできます。(※2)特約給付金額20万円の場合は、外来手術のみに該当した場合の給付割合は特約給付金額の50%のみ設定することができます。特約給付金額の100%は設定することができません。(※3)特約給付金額10万円の場合は、外来手術のみに該当した場合の給付割合は特約給付金額の50%に設定することもできます。(※4)ご希望により取り外すことができます。

● 記載の商品内容などは2025年12月22日現在のもので、● 詳しくは「契約概要」等をご確認ください。

法人契約における『ほしい安心で「生きる」を彩る保険 あんしんパレット』の税務について

(保険料払方タイプ:定額タイプの場合)

	事業保障		福利厚生	
契約者	法人	法人	法人	法人
被保険者	特定の役員・従業員 (特定加入)	特定の役員・従業員 (特定加入)	役員・従業員 (全員加入／普遍的加入)	役員・従業員 (全員加入／普遍的加入)
給付金受取人	法人	特定の役員・従業員 (特定加入)	法人	役員・従業員 (全員加入／普遍的加入)
法人にとって 保険料は	損金(支払保険料)	損金(給与) ^(※1)	損金(支払保険料)	損金(福利厚生費) ^(※2) (※3)
被保険者にとって 保険料は	――	給与として 所得税・住民税課税	――	―― ^(※3)
給付金は	会社が受取り、雑収入	役員・従業員が受取り、非課税	会社が受取り、雑収入	役員・従業員が受取り、非課税
	①会社から見舞金適正額を支給した場合 ●役員・従業員からすると非課税 ●会社からすると損金 ②見舞金適正額を超えて支給した場合 ^(※4) 超えた金額が ●役員・従業員からすると給与となり所得税、住民税課税 ●会社からすると・従業員分は損金・役員分は損金不算入	――	①会社から見舞金適正額を支給した場合 ●役員・従業員からすると非課税 ●会社からすると損金 ②見舞金適正額を超えて支給した場合 ^(※4) 超えた金額が ●役員・従業員からすると給与となり所得税、住民税課税 ●会社からすると・従業員分は損金・役員分は損金不算入	――

(※1) 特定加入の場合、保険料が特定の役員・従業員に対する給与とみなされ、所得税等の源泉徴収の問題や個人に対する給与所得課税の問題が生じます。

(※2) 給付金受取人を役員、従業員にしている場合で、福利厚生費として損金算入するためには、原則として、全員加入が条件ですが、勤続何年以上、年齢何歳以上というように全従業員公平な条件であれば、普遍的に加入しているものと判断し、特定の者だけが加入していることには該当しないとされています。

(※3) 役員または従業員の全部、または人部分が同族関係者である法人については、その同族関係者である役員、または従業員の給与所得として課税対象になります。

(※4) 社会通念上相当と判断されない場合は、その見舞金の金額のうち社会通念上相当な額を超える部分の金額が「役員給与・給与」となります。この場合、所得税等の源泉徴収の問題や個人に対する給与所得課税の問題が生じます。また、役員賞与(臨時の給与)に該当する場合には、原則として損金不算入になります。

社会通念上相当な額とは、支払いを受けた人の社会的地位、その他に照らしてその支給額が相当と認められる額です。

●経理処理についてのご注意

・ご加入のご検討にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと(ちらし)」「ご提案書(保険設計書)」を参照のうえ、税務の取扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。

・税務の取扱い等については、2025年10月現在の税制・関係法令等に基づき記載しています。今後、税務の取扱い等が変わる場合もあります。

・「支払保険料」を損金算入しても、「保険金・給付金」等を法人が受取った場合は益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、**節税効果はありません**。また、法人から役員等への名義変更についても、原則、**節税効果はありません**。

・国税庁より新たな通達が施行された場合は、記載の経理処理と異なる取扱いになる場合がありますのでご了承ください。

・**税制などの詳細については、税理士あるいは所轄税務署にご相談ください。**

・受取人を法人にする場合は『慶弔見舞金規程』を整備し、役員・従業員に周知しておくことをお勧めします。

お問い合わせ、お申込みは

<募集代理店> (アフラックは代理店制度を採用しています)

株式会社トータル保険サービス

〒104-0031 東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン23階
TEL.0120-307-024 (受付時間 平日 9:00~16:00)

WEBでのお問合せ・資料請求はコチラから →
<https://forms.office.com/r/ey0ibQaxhH>

<引受保険会社>

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
URL <https://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について
コールセンター **0120-5555-95**
月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。

P25102

AFアツ課-2025-0247 9月18日